

奈良県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年五月三十日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第一号

奈良県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第六号中「第二十一条第二項第一号」を「第二十二条第二項第一号」に改める。

附 則

この条例は、令和七年六月一日から施行する。